

京丹後市市民総幸福のまちづくり推進条例

平成 27 年 10 月 5 日 公布

京丹後市条例第 5 0 号

今日、グローバル化、情報化、少子高齢化等、地域社会をめぐる状況は時々刻々と変化するとともに、市民の価値観は、経済的な豊かさの追求ばかりではなく、より多様化してきています。それに伴い、地方公共団体に求められる行政課題も多岐多彩になり、相互に複雑に絡み合っています。

このような状況の中で、市民本位で民主的かつ能率的な行政を進めるためには、行政運営の中心軸を明確にすることが欠かせません。

そのためには、普遍的な価値である個人や地域社会の「幸福」を行政運営の中心軸として据え、誰も置き去りにされることのないまちづくりの方向を見定めていくことが重要です。

このような認識のもと、市民それぞれに異なる幸福観があることが尊重され、市民総幸福のまちづくりを進めるための基本的で共通的な事柄を定め、市民皆でこれを共有して推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、京丹後市まちづくり基本条例（平成 1 9 年京丹後市条例第 5 4 号）第 5 条第 7 号においてまちづくりの目標として定める、誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり（以下「市民総幸福のまちづくり」という。）の基本理念を明らかにするとともに、これを推進するための基本的で共通的な事柄を定めることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民総幸福のまちづくりは、「幸福」が、地方自治において追求される住民福祉の本質をなすものであることにかんがみ、市民の多様な価値観が尊重され、一人ひとりが幸福を一層実感できるまちづくりを目指すものとする。

(自助及び基本理念の共有)

第3条 市民は、幸福を追求し、これを自ら実現し、及び享受する主体であるとともに、市民総幸福のまちづくりの基本理念の共有に努めるものとする。

(市の施策の立案及び執行)

第4条 市は、施策の立案及び執行に当たっては、総合計画その他の基本的な計画（以下「基本計画」という。）に基づき、将来世代に及ぶ展望をも踏まえ、可能な限り選択可能な施策の体系を構築し、多様な市民ニーズの施策への効果的な反映に努めるものとする。

(幸福度の指標化及び施策への反映)

第5条 市は、基本計画に基づき、市民の幸福度に関して、客観的かつ具体的に指標化し、及びそれを施策に反映するよう努めるものとする。

2 市は、前項の指標化に当たっては、市民一人ひとりの価値観があり、かつ、それには心の持ち方によって多様に異なる側面があることにかんがみ、個人の価値観が尊重されるよう努めるものとする。

(共助の環境づくり)

第6条 市は、地域社会の様々な分野において、市民が互いに支え合い、助け合い、高め合い、及び役割を担い合える社会基盤の構築が、市民総幸福のまちづくりの大切な基礎となることにかんがみ、このための制度的又は社会的な環境づくりに努めるものとする。

(公的及び社会的な安全網の整備)

第7条 市は、市民総幸福のまちづくりの上で欠かすことができない、市民の命を守り、及び命が尊ばれる社会づくりのための配慮並びに誰も自殺に追い込まれることのない公的及び社会的な安全網の整備に努めるものとする。

(他の地域社会との連携)

第8条 市は、我が国のそれぞれの地域社会が固有の伝統と特色を活かしながら、互いに

負担を分かち合うことによって、地域や国の発展に貢献している実態を踏まえ、本市と本市以外の地域が支え合い、助け合い、及び高め合って、相互に地域住民及び地域社会全体の一層の幸福の実現が図られるよう十分に留意するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 市は、前各条に関わる施策の立案及び執行に当たっては、国、都道府県その他関係機関と十分に連携してこれを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後4年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。